

令和 7 年度就労継続支援 B 型事業所アドバイザー派遣事業 プロポーザル実施要領

この要領は、令和 7 年度就労継続支援 B 型事業所アドバイザー派遣事業について、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1 委託事業の内容等

(1) 目的

本事業は、工賃向上に積極的に取り組もうとする就労継続支援 B 型事業所（以下「事業所」という。）を対象として、アドバイザー（事業内容に適した専門家）の派遣等を行い、企業の経営手法の導入による助言・指導を行うことにより、技術向上及び経営改善を図ることを目的とする。

(2) 委託事業内容

別紙「令和 7 年度就労継続支援 B 型事業所アドバイザー派遣事業委託仕様書」による。

2 見積限度額

2,366,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この額は事業の予算規模を示すものであり、予定価格を示すものではないので注意すること。

3 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものでないこと。
- (6) 類似事業に関しての実績を有する者であること。

5 審査委員会

担当部局内に審査委員会を設置する。

6 審査及び事業委託予定者の選出

- (1) 企画提案書の審査は、9に定める審査項目について審査し、本業務に係る候補者を選定する。
- (2) プレゼンテーションは行わず、提出された企画提案書等の内容を審査する。ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (3) 審査の経過の中で、必要に応じて補足説明を求める場合がある。
- (4) 採用、不採用は審査委員会終了後に通知する。
- (5) 審査の内容については一切公開しない。
- (6) 結果についての異議申し立ては一切認めない。

7 応募方法

(1) 提出書類

企画提案書（別紙様式1）	5部
宣誓書（別紙様式2）	1部

(2) 提出方法

7（1）記載の書類及び部数を持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は宅配便（提出先に届いたことが証明できるものに限る）により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

茨城県福祉部 障害福祉課 企画担当
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番地6
電話 029-301-3357
FAX 029-301-3370
Email : shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時必着

8 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

企画提案にあたり質問がある場合は、公告の日から令和7年8月22日（金）まで、提出先へのメール又はFAXにて受け付ける。なお、提出の際には電話で送付確認をすること。

(2) 質問への回答方法

令和7年8月27日（水）までに電子メール又はFAXにて回答

9 審査方法

(1) 審査の実施及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置する審査委員会において、下記9（2）の審査基準により審査を行い、受託候補者1者を選定する。

各委員の審査結果を集計し、70%以上の評価点数を得点し、かつ、一番高い者を契約候補先として選定する。合計点数が同じ場合は、見積額がより低廉である方を契約候補先として選定する。

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査基準

提出されたプロポーザルについて、担当部局内に設置した「プロポーザル審査委員会」において次の審査基準をもとに審査を行う。

審査項目	審査基準（着眼点）	点数評価
業務の基本方針	① 障害者支援に対する知識や理解はあるか。	10
	② 委託業務の趣旨を理解しているか。 （工賃向上を踏まえた提案内容になっているか。）	20
業務の実施体制	③ 安定した経営基盤を有しているか。	10
	④ 同種又は類似の業務において十分な実績を有しているか。	10
業務の実施方法	⑤ 委託業務の実施体制、実施方法及び実施スケジュールは適切か。	10
	⑥ 見積額及び積算根拠は適切か。	10
	⑦ 委託業務に必要な専門的な知識や経験を有するアドバイザーを十分に確保し活用できるか。	10
業務の効果	⑧ 提案内容について、事業終了後も継続的・発展的に工賃向上に向けて活かせるようなものとなっているか。	20
計		100

1 0 契約手続き

(1) 契約相手方の決定方法

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める随意契約の手続きにより、業務委託者として決定した者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 契約書の作成

本事業は契約書の作成を要する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1 1 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書により別途決定する。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 採用された企画提案書の著作権は、茨城県に所属する。

(別紙様式1)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
申請者
代表者氏名

「令和7年度就労継続支援B型事業所アドバイザー派遣事業プロポーザル実施要領」に基づき提出します。

記

1 企画提案書提出の責任者

(ふりがな) 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

2 応募者の概要

法 人 等 名	
代 表 者 職 氏 名	
所 在 地	〒
設 立 年 月 日	
資 本 金	
従 業 員 数	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://

現在の事業内容	
---------	--

3 提案内容

(1) 委託業務を実施するにあたり、障害者支援に対する考え方について記載してください。

(2) 現状認識

県内の就労継続支援事業所（B型）の平均工賃月額、令和3年度は15,201円、令和4年度は15,726円で、平均工賃による分類は下表のとおりでした。これら事業所の工賃水準を向上させるために、事業所の現状や問題・課題をどのように認識しているか記載してください。

平均工賃による分類	令和3年度		令和4年度	
	事業所数	事業所数	事業所数	割合
4万円以上	9	2.3%	10	2.5%
2万円以上 4万円未満	65	16.8%	79	19.5%
1万円以上 2万円未満	223	57.8%	228	56.2%
5千円以上 1万円未満	67	17.3%	64	15.8%
5千円未満	22	5.7%	25	6.2%
計	386		406	

(3) 実施体制、実施方法及び実施スケジュール

①委託仕様書のアドバイザーの業務内容等を踏まえて、実施体制、実施方法、及び実施スケジュールについて具体的に記載して下さい。

②本業務従事者について、経歴、資格、能力等で特記するものがあれば記載して下さい。

(4) 見込まれる効果

事業の実施により、どのような効果が見込まれるか、どの程度課題を解決できるのか記載して下さい。

(5) 委託業務を実施するにあたり、PRすることがあれば記載してください。

4 同種又は類似業務の実績

業務名、発注者、業務内容、契約金額、履行期間等について記載してください。

5 事業費の積算

経費区分	見積額（円）	積算根拠
計		

- ※ 活動内容が積算根拠から分かるように明確に記入して下さい（消費税含む）。
- ※ 経費区分欄には、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料等について記入して下さい。

(別紙様式2)

宣 誓 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
申請者
代表者氏名

令和7年度就労継続支援B型事業所アドバイザー派遣事業委託のプロポーザル参加に要求される下記の要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (6) 類似事業に関しての実績を有する者であること。